

**令和7年度予算編成
に対する要望と政策
提案・提言について**

令和6年10月16日

自由民主党さいたま市議会議員団

さいたま市長 清水勇人 様

令和6年10月16日
自由民主党さいたま市議会議員団
団 長 都築 龍太

さいたま市においては、持続可能な開発目標（SDGs）のもと、世代を繋ぎ世代を超えた市民ニーズを的確に捉えた政策を打ち出す必要があると考えます。私たち自由民主党さいたま市議会議員団は、令和5年4月の統一地方選挙に於いて当選を果たし、引き続きさいたま市議会の会派として活動をしています。議員それぞれが政策や公約を掲げ有権者との約束をしてきました。市民から付託された議員として、市民のために日夜努力してまいります。この予算要望・政策提案・提言は、令和の時代を迎え未来に向かって輝くさいたま市を実現するために、市民より負託された会派の意思であります。すべての項目を真摯に誠実に受け止めて頂きたく要望するものです。総合振興計画の策定においても、市民ニーズや社会情勢を的確に把握し、変化に対応すべき時には適切な手続きを経て、時には大胆な計画変更等も考慮すべきであります。少子高齢化社会を迎える中、限られた資源の中で事業の優先度や緊急性を検討し、時代の変化に対応した高品質の都市経営に努めていただくことを望みます。また、自由民主党さいたま市議会議員団の主張及び市民の意見をどのように工夫し共有・活用するのか、そして来年度の取り組みにどのように組み入れていくのか、目標を具体的に示されますよう要望いたします。

令和7年度の予算編成に対する要望・政策提案・提言について、112項目を本要望と致しましたので、早期に具体化できるよう予算措置を講じて頂きますよう切望いたします。特に、政府・与党との「意思の疎通」を図り、強固な人脈を確立して、直接の交渉力を強めて頂きたく、そのためには、全員が自由民主党総裁の公認を得て当選した自由民主党さいたま市議会議員団に常に連携、協議、報告し、要望の早期実現のために努力されることを切望いたします。

▶**要望分野一覧**

- | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 1. 都市経営・行財政改革
振興 | 2. 都市基盤整備 | 3. 経済活性化・スポーツ・産業 |
| 4. 教育・子育て・生涯学習 | 5. 健康・福祉 | 6. 市民生活・環境 |
| 7. まちづくり・市民協働 | 8. 災害に強いまちづくり・減災・防災 | |

1. 都市経営・行財政改革

公共施設やインフラの老朽化、都市防災力の強化、超高齢社会の到来など喫緊の課題に対応しつつ、安定的な地方財源の確保や国との交渉力を高められたい。また、積極的に行財政改革に取り組むほか、常に社会の事象に照らし整合性を自己検証し、限られた財源の中で事業の優先度や緊急性を考慮するとともに計画的かつ効果的な高品質の都市経営に努められたい。市民のための自治体であることを十二分に理解した上で行政運営に努め、市民本位の行政サービスをおこない、すべてのことをスピーディに実施・実行することに努められたい。

- 1) 大型工事の分割・工区割りにより、地元企業の受注機会が拡大するよう努めるとともに、さいたま市の補助金を使用するプロジェクトや大規模公費（デザインビルド案件等において地元企業が優先的に参加できるよう要件制定を検討すること。
- 2) 優良施工業者の指名競争入札など工事の性格及び地域での実績に応じてあらゆる形態を駆使しながら、市内業者の育成を図り、併せて、年度内公共工事の発注・施工の平準化に努めること。また、年度内工事の元所管への当該年度内工事への再投資に努めること。
- 3) 入札の公平性や入札手続きに関する負担を考慮し、入札に参加する事業者の実情把握に努めること。
- 4) 特定共同企業体による実施対象について、更に実施対象規模の引き上げを検討すること。
- 5) 公共工事品質確保の観点から、大規模工事等の入札参加資格として一定規模の工事施行実績を要求すること。 ※（例：設計金額2億円の場合、1億円以上の施行実績など）
- 6) 中小企業・小規模事業者の受注機会増大の観点から、国土交通省と同様の入札参加資格における官公需適格組合の算出方法特例適応を検討すること。
- 7) 市内企業への入札参加の機会を多く図るため、工区や業種、業務等の分離発注方式の検討や一抜け方式の積極的な導入を進めること。
- 8) 造園工事の格付けについては、市内業者の育成及び高品質の工事施工のため1級技術者の要件をAクラス3名以上、Bクラス2名以上への変更を検討すること。
- 9) 埼玉県発注工事を参考に、さいたま市においても難工事完了実績の優遇措置採用を検討すること。

10) 総合的建物管理業務委託の最低制限価格の見直しを踏まえるとともに、併せて、事後公表をすること。また、複数年契約をする際には、人件費等の高騰を見据えて価格を設定すること。

※建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房長官室）に記載されている業務について。

12) 実勢価格の動向を踏まえ、高額資材特別調査の価格決定方法を見直すこと。また、現在の社会的、経済的な情勢の影響により材料価格の上昇が止まらないことを考慮し、現行の単品スライド条項の見直し等を検討する事。

13) 設計単価の採用順位について実勢価格の動向を踏まえ柔軟に対応すること。

14) 歩掛り採用順位について実勢価格の動向を踏まえ柔軟に対応するとともに、平均値を見直すこと。

15) 土木工事に係る見積歩掛りについて、資材単価同様に平均値の採用を検討すること。

16) 積算参考資料について見積採用単価・損料等の明示について積極的に検討すること。

17) 設計図書について、受注発生先の思惑が相反するため時間をかけて決定すること。

18) 人手不足をふまえた働き方改革の推進として、施工工事の平準化、債務負担行為のさらなる活用と余裕ある工期設定をすること。また、学校夏休み期間工事等特別な事情で工期に制限がある場合には経費等の増額を検討すること。

19) 人手不足により大きな負担となっている各種提出書類等の簡素化及び監督・検査時のウェブ会議や電子契約等による建設 DX の導入や推進、現場代理人の駐在義務や兼務を認める工事条件の緩和等、様々な方面からの負担軽減を検討し、利用促進を図ること。

2. 都市基盤整備

市民が誇れる都市にすべく、135万人を擁する政令指定都市にふさわしい都市基盤を整備・構築し、市民の協力のもと道路網や鉄道網等の基盤整備の実施に努められたい。また、さいたま市全体に都市としての付加価値を高めるべく、国土強靱化計画等の国の施策と連携して、首都圏に位置する大都市としての機能が発揮できる都市基盤整備に一層努めること。都心エリア、副都心エリア、良好な市街化区域等、それぞれの地域の価値を高め、地域の独自色が生みだせる基盤整備に努められたい。

20) 土地区画整理事業や市街地再開発事業の都市整備については、国からの財源と効率的に地域の理解を得る努力を一層強め、計画が遅れているエリアについては前倒しができる仕組みを検討すること。また、権利者との信頼関係を作り上げる事を第一とし、施行地区ごとの具体的な目標を定め工程表として進捗を公表すること。再開発事業者については、組合施行に加えて地元の総合建設業者の経験と実績を最大限活用できるようPFI（公民連携等）を更に推進しながら、環境の変化を適切かつ柔軟に対応できるよう促し、行政自らが常に検証し、その「結果責任」による視点を重視すること。土地買収や境界線画定等の事務については、専門的な部署をつくり市自ら集中的に権利者との合意形成に努め、スピード感を持ち整備を確実に推進すること。

21) 新たな都市計画道路のネットワーク整備については、整備促進に向け国との調整や国からの財源確保を確実に実施して、長期計画にずれが生じない徹底した進捗管理と継続的な予算確保に努めること。また、地元住民との信頼関係を構築できるよう工夫するとともに、土地収用制度を大胆に適用し、東西を結ぶ都市計画道路早期完成など多数の市民の利益を念頭に置き、市が示す整備日程を常に公開し工程管理を確実に実施すること。

22) 賑わいと文化・教育の調和する浦和のまちづくり整備において、浦和駅前再開発・市民会館うらわ跡地利用等を更に推進し、段階的に実施していくこと。

岩槻駅周辺地区については岩槻歴史街道と街並・景観づくりを考慮しながら、「さいたま城下町構想」を整備推進し、岩槻城址公園の史跡復元を実施すること。

大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づく、「公共施設の再編計画」及び旧大宮区役所跡地の活用等を早期に実現し、さらなる民間再開発を誘発する「連鎖型まちづくり」の計画実施を早急かつ確実に推進すること。東日本エリアの拠点を目指して、大宮駅グランドセントラルステーション化構想などの都市基盤整備を着実に推進すること。

各種事業にあっては年度ごとに市民満足度評価を実施すること。市内各地のまちづくりにおいては、一元的に開示し市民アンケートなどを実施し評価を受け検証すること。また、まちづくりのコンサルタントに左右されない市民本位のまちづくりに努めること。

23) さいたま市の特筆すべき経営資源の見沼田圃については、見沼田圃基本計画アクションプランに基づき、都市農業の生産基盤づくりと魅力的な自然空間の再生・地域活性化のための施策をエリア毎に計画的に実施していくこと。さらに首都圏近郊型の都市農業特区の実現に向けて、見沼田圃保存・活用・創造の方針の見直しを含め、国と実務的協議を

開始すること。併せて、役割分担を含め埼玉県との協議も継続実施し、魅力的な都市自然空間の価値を段階的に具現化していくこと。

24) 地下鉄7号線の鉄道事業者へ事業要請を行い、速やかに岩槻駅周辺及び中間駅付近の都市計画を見直すこと。

3. 経済活性化・産業振興・スポーツ

地域経済の活性化には、地元企業・商店街の発展が不可欠である。地域経済の活性化のため、既存産業の強みを活かす成長戦略を創出し、ICTを利活用し新たなビジネスモデル基軸とした新事業・新サービスの創出など、インキュベーション支援の強化に努められたい。また地域イノベーションの創出を強化するために、戦略的企業誘致を更に推進し、地元への雇用対策強化にも努められたい。

環境未来都市や新成長戦略においては、個々のプロジェクトにスピード感を持って取り組むとともに、それぞれ有機的に関連しているプロジェクトでもあるため、連携しながら価値を高めて頂きたい。さらに、市内のスポーツコンテンツを最大限に活用し、各種スポーツ団体と積極的に連携して、スポーツ観光やスポーツ産業の育成に努められたい。

26) 東日本連携の核となる東日本連携支援センターの安定的な運営のため適切な予算の確保とともに、更なる連携充実を図ること。

27) 市内への外国人観光客誘致促進のため、多言語によるシティーセールスやサービス拡充を推進すること。

28) 企業誘致の戦略的アクションについては、誘致インセンティブを積極的に採用し、本市の産業特性を活かす分野や企業に集中的にアプローチして、雇用の拡大も加味した誘致方針を打ち出し、地域イノベーションを下支えすること。更に東日本に進出する企業と市内企業とのコラボレーション推進や、支店や工場など出先機関の支援を強化して、産業集積拠点の候補地整備を早期に行うこと。

29) 地域商店街のイノベーション推進のために、商店街の活性化には、先進的な取り組みを実施している商工団体や企業等とのコラボレーションを積極的に推進している団体などに手厚く支援することも必要であり、地域特性に配慮しつつユニークで新しい発想の支援に取り組むこと。

30) 防犯カメラの設置への支援拡充、電気料金の補助等、商店街の活性化に不可欠な街路灯に関する整備については、商店街所有の街路灯が永続的に維持管理できるよう、補助支援策及び防犯カメラや街路灯等の保守に対する補助制度の新設を検討する事。また、キャッシュレス決済端末の導入等に対する店舗向け補助支援策についても併せて検討すること。

31) 原油原材料高騰等より経済的な影響を受けている商店街事業者向けのさらなる支援策拡充を検討するとともに、物価高騰の影響等を考慮し消費の喚起を促す商店街活性化キャンペーン事業に対する補助金の継続支援を検討すること。

32) さいたま市の商工業団体等の補助金の拡充について検討すること。

33) 地産地消の強みを活かした都市農業を育成していくために国や県との協議を積極的に行うこと。併せて、都市農業の機能が活かせる大規模な農業法人化に向けた総合的な支援を実施するとともに、福祉施策との連携も図り、さいたま市らしい都市農業政策を確立していくこと。

34) 次世代型スポーツ及びインクルーシブスポーツ施設の整備を進め、生涯スポーツ振興やスポーツツーリズム等に寄与する次世代に向けた投資を行うこと。また、若年層のスポーツ選手や女子スポーツ選手の育成強化を図ること。

35) スポーツ施設の運営に関する予算措置の取り込みを検討するとともに、「サッカー王国」や「サッカーの聖地」と呼ばれていることを活かし、サッカー関連事業に積極的に取り組むこと。

36) 地域体育館や公園施設内にあるスポーツ施設環境の整備に努め、地域に根差したスポーツ文化をより醸成させていくために、市民ニーズを的確に捉えたスポーツ施設の積極的な整備を行うこと。また、周辺エリア等の動線や施設整備についてもきめ細かく検討、推進し、地域のみならず世界に挑戦するチームの練習や活動の支援に繋がるよう多角的な視点を持つこと。

37) 市内スポーツに関連する統一アプリケーション開発等のスポーツ DX 推進やイベント開催、企業版ふるさと納税の活用等を検討し、市内スポーツの更なる活性化を支援すること。

38) NACK5 スタジアム大宮、浦和駒場スタジアム、浦和競馬場などさいたま市内のスポーツ経営資源を活用して、総合的なスポーツ産業の育成とスポーツツーリズムを更に強化するとともに、浦和レッズ・大宮アルディージャ・浦和レッズレディース・埼玉西武ライオンズ・埼玉アストライア・さいたまディレーブ・TT彩たま・埼玉ブロンコスなどの本市と繋がりのあるプロスポーツチームと連携し、市民向けスポーツ教室等の誘致・拡充を検討すること。

39) 市民の健康増進並びにコミュニケーション活動の更なる増進を図るため、学校や公共グラウンドの既存施設への夜間照明設置を推進すること。

4. 子育て・教育・生涯学習

文教都市さいたまの優位性を活かし、さらなる教育文化都市を実現すべく保育・幼児教育、学校教育から生涯学習に至るまで、市民一人ひとりを大切にする“育む教育”に徹し、生命の誕生から子育て・教育までの人生前半の社会保障を充実させて、児童生徒の心のケアや安心安全政策などを強化し、「子育てするなら、さいたま市」のブランドの確固たる地位を築いていくことをついきゅうされたい。また、市民の文化芸術をはじめとする生涯学習振興へも目を向け、市民が心豊かに暮らせる工夫をこらされたい。

40) 不妊治療について本市独自の弾力的な仕組みを構築すること。また、不妊治療に起因するとみられる多胎児が増加傾向にあるなか、双子や三つ子などの多胎児を妊娠した多胎妊婦に対して妊娠から出産、併せて育児期間における本市独自の支援制度の構築を図ること。

41) 次世代を担う子ども達を安心して産み育てられるよう妊娠・出産・育児に対する支援及び女性の健康支援に努め、市民が産後ケアを有効活用できるよう自己負担額の軽減並びに助産所施設整備の補助、双子加算の値上げ、宿泊及びデイサービス補助額の増額について積極的に検討すること。また、乳児の成育のために重要な授乳に関するケアを受けやすくするための支援制度構築を検討すること。

42) 子育て人材の質を確保するため、さいたま市における職員雇用対策補助事業や職員処遇改善費補助事業の充実拡大に努めること。特に職員の家賃補助については恒久的な制度を構築すること。併せて、保育補助者雇上強化事業の導入、市の単独補助で1歳児4名の基準の維持並びに実態に即した手当向上、2歳児5名の基準創設などの人数配置数を増やすことによる保育士確保に効果的な支援を講じること。

43) 保育士の特例配置実施に伴う危機管理上の懸念や保育の質並びに保育士の処遇低下を招く恐れについての十分な議論を行うこと。また、保育の質の維持・向上のために保育士処遇の改善に努め、補助金削減や最低基準の緩和等により保育環境の劣化を招かないこと。

44) 施設の運営にあたり、借地利用の園についての家賃補助の拡充・恒久化を図ること。また、土地提供者に対しては固定資産税の減免措置等に準じる制度構築を検討し、副食費徴収等の各種事務負担の軽減策を検討すること。

45) 将来の保育需要を十分に検討研究し、保育施設の運営法人の多様な形態の在り方を構築し、私立幼稚園・認定こども園・小規模保育事業者・ナーサリールーム・家庭保育室等、運営形態が異なる事業者に対し、運営費の補助に一定の画一化を図り各家庭の負担をなくしていくよう努めること。また、いわゆる三歳児問題に対応するために重要な役割を果たしている、ナーサリールームや小規模保育事業所に対して連携先確保を確実に支援し効果的な支援を講じること。

4 6) 待機児童解消に向けてコロナ禍及び将来的な保育需要や地域差等を考慮し認可保育園を適正に整備すること。また、既存保育所の定員変更を柔軟に認め、子どもに対する処遇改善を検討する事。

4 7) 幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を希望する保育園の認可、認定を迅速に行うとともに、移行が柔軟にできる体制づくりをすること。

4 8) 障がい児保育の受け入れが進むよう、事前面談・入所後の加配認定の柔軟化、補助の増額等について検討し格差を是正すること。

4 9) 保育士不足の抜本的な解決に向け、有効な方策を検討すること。また、子供たちの体調の劇的な変化等に対応するために看護師の配置や栄養士など専門的な知識をもつ人材の配置ができるよう、これまで以上の補助制度を検討すること。合わせて各施設の職員がキャリアアップ研修事業等に参加する場合の代替職員を確保する為に必要な措置を講じるとともに、研修補助費用の増額を検討すること。

5 0) 人材確保の為、幼稚園教諭の住宅手当支給対等の支援策を検討すること。また、長く働き続けられるよう、保育所利用における指数加点の要件の拡大を検討すること。

5 1) 各種書類等の簡略化や現場へのサポート体制の構築、保護者の働き方に合わせた具体的な支援実施など業務の省力化を進めるために必要な措置を講じること。また、新たな制度創設や制度の改正の際には、分かりやすく丁寧に説明を行うこと。

5 2) 子育てを頑張っている保護者に対する支援として、入園料補助や保育料補助等の増額をはじめ、更なる支援充実を検討すること。

5 3) 第一子、第二子が所属する保育施設により保育料が半額になる場合とならない場合があるが、平等な保育という視点からも、待遇差が大きくなるよう検討すること。

5 4) 定員割れを起こしている施設への運営補助金支給を検討すること。

5 5) 月途中退所の減算、土曜保育利用 0 人の場合に減産を行わないよう検討すること。

5 6) 認可保育園に支給されている嘱託委雇用補助や 1 歳児担当保育士雇用費等の支給対象を拡大し、小規模事業者も利用できる制度の検討をすること、

5 7) ナーサリールーム・家庭保育室等の保育施設の委託保育料の増額と家賃補助の支給を検討すること。

5 8) 小規模保育事業所の連携施設につき、今後も行政主導で継続していくこと。

5 9) 夜間保育の必要性の調査・検討。実施へ取り組むこと。

60) 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設・無認可保育施設などが乱立することがないように、周りの施設の意向を聞き入れながら適切な場所に整備をすること。

61) 幼稚園と小学校の更なる連携強化を図るため、教育委員会関係部職員と年複数回の意見交換の場を設けること。

62) 幼稚園事務作業における保育料の無償化手続き等作業増加にともなう事務費補助を検討すること。

63) 特別支援を必要とするグレーゾーンの幼児の補助限度人数を1園5名までとし、補助教員への補助を増額すること。

64) 放課後児童クラブなど児童・生徒の保育支援策として、国庫支出金の十分な活用を足がかりとした処遇の改善や施設確保、保育料等の補助について、他政令指定都市と比較をして遜色のないよう、更なる充実を図ること。また、放課後居場所事業との共存について調査研究すること。

65) スポーツによる教育効果を鑑み、武道やダンスなど自己表現力の強化ができるスポーツ教育を推進すること。また、スポーツの持つ力を再認識し、規律と自主性、チームワークを重んじるスポーツ教育に注力すること。

66) 市内児童生徒が通う特別支援学校の教室不足、環境改善を図ること。また、教室不足・過密状況の改善のために学校の新設等を含めた適切な対応策やインクルーシブな学校運営モデルについて検討すること。

67) DVやいじめ、育児ノイローゼ、家族の孤立、教育虐待など子どもたちの命のリスクを十分に把握検証し、将来のさいたま市の宝である子どもたちの命を守ること。併せて、子どもたちの権利に関する条例制定、市民への周知、専門家の育成、監視機関の設置、遊び場の確保、保護者の育児支援・相談対応など子ども家庭福祉政策として子どもの権利を守り生存と発達を保障するために必要な措置を講じること。また、子どもたちのための防犯対策として、各自治会、商店会等と連携し通学路の防犯カメラの設置に取り組むこと。

68) いじめ・登校拒否・非行・不登校及びSNSによる誹謗中傷、児童虐待、自殺など、学校単位で効果的な予防策を研究、取組むとともに柔軟な対応が可能となるよう教員とその他の機関の果たす役割を明確に区分し支援体制を構築すること。地域住民との情報共有やその解決策の協議を進めるとともに、SNS等を活用し、子どもたちの悩みを打ち明けられる仕組みづくりに取り組むこと。また、大麻や危険ドラッグ等の薬物依存については、家庭（保護者）への予防啓発を強化し、問題が発生する前や発生した時点で速やかに児童相談所や地元警察署、薬剤師と連携して対策を講じること。

69) 子どもたちの人権を保障する一手段として学校・行政・地域が連帯し、助産師等の有識者との連帯のもと年齢に応じた包括的性教育を受けられる環境整備に努めること。

70) 学校飼育動物については専門知識を持った獣医師等への協力を仰ぎ子どもたちが生命の尊さを実感できるよう、適切に飼育すること。また、獣医師との連携が円滑に進むよう引き続き努めること。

71) 生涯学習、文化芸術振興のため、市民の活動施設の充実や地元芸術家への技能向上など各種支援を推進すること。

72) 市内の歴史文化資源の保存・継承・活用のため、文化財保護に対する予算拡大に努めること。

5. 健康・福祉

これからの高齢社会にふさわしい新しい保健福祉行政の枠組みを構築すべく、人生100年時代のライフスタイルを提唱できる政策を検討して頂きたい。特に、扶助費など義務的経費が肥大化する保健福祉予算に対して、局内歳出予算の再配分などスクラップアンドビルドを行うこと。また、順天堂大学病院の整備に際しては、地域医療・地域福祉の機能の共存、共栄、堅持に注力されたい。社会構造が大きく変わる超高齢社会に対応すべく、事務事業の再編を含めた福祉事業の抜本的な見直しや地域特性に合わせた社会福祉事業の見直しなど、社会福祉基盤の政策イノベーションに努められたい。

73) 順天堂大学医学部附属順天堂病院の整備については埼玉県と連携をしながら、市内全体の地域医療体制を更に拡充させることはもちろん、次期埼玉県地域保健医療計画に基づく病院整備計画において県と病床数の増加についての協議を早急に進めること。また、埼玉県立がんセンター等と連携し、市内居住者向けのがん対策に特化した診療科目別医療体制を検討すること。更に、従前から地域医療の核となっている中核病院の経営安定化に向けた取り組みを積極的に支援すること。

74) 地域の医療従事者の確保と育成に積極的に取組み、さいたま市立病院やさいたま市民医療センター、さいたま赤十字病院、自治医科大学さいたま医療センター、埼玉県立小児医療センターなどをはじめ、市内病院と連携を図りながら、地域医療における人材を確保し、市民が身近で安心して医療が受けられる体制づくりに努めること。併せて、児童養護及び障害者入所施設の増設促進を図ること。また、医学、薬学、保健医療・福祉などに強い大学間の提携を強化し、医学系大学の教育研究施設など国や県との連携による誘致を進めること。

75) 被保険者の利便性を考慮し、柔道整復療養費等の健康維持に大きく関わる施術について、福祉3医療費の現物給付と同様の取扱いを検討すること。

76) 後期高齢者・国保における患者照会についての効率化を図ること。

77) 高齢社会に対応していくため、高齢者の方々が家の外で触れ合える環境作りに着手し、自治会等による日々のラジオ体操や健康ウォーキング、グラウンドゴルフをはじめとしたスポーツ大会のための競技施設の新設支援を行うこと。さらに、地域の福祉ボランティアへの協力要請やボランティアと連携した「地域の福祉は地域で育てる」自立した地域福祉を目指し、ボランティアの財政支援をはじめ支援体制を構築すること。

78) 敬老マッサージ補助や浴場利用、訪問理美容サービスなどの高齢者福祉サービスメニューの市民の利用率が低いことを鑑み、現場で対応する市職員や事業者等が制度全体を理解する仕組みを構築すること。

79) 不正受給のない公平で適切な生活保護行政に努めること。特に、悪質な不正受給への対策強化と法的根拠を用いたなかでの明確な罰則など、法律家等と専門的部署との連携

を更に推進すること。高齢者への生活保護の実態を把握して医療費など見直すべきところは見直しをしていくこと。

80) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等においては、専門的な職員研修に係る助成や賃借料等の事業者負担軽減について検討すること。

81) 昨今の物価高騰を考慮し、社会・経済情勢を踏まえた補助や事業を継続すること。

82) 介護福祉人材確保のため、手当制度の創設や人材派遣会社等の利用、特定技能実習生の雇用に関する助成制度の創設を検討すること。

83) 新型コロナウイルス感染症対策について、高齢者を対象とする福祉・介護事業者においては感染症対策が生命に関わる重要な取組みであることを考慮し感染症対策に係る支援の継続を検討すること。

84) 認知症サポートの充実について検討を進めるとともに、認知症予防の観点から運動習慣、地域交流やペット飼育等による社会との繋がり的重要性について多角的な調査研究を進めること。

6. 市民生活・環境

私たちの住むまち さいたま市は135万人を擁する大都市であり、政令指定都市にふさわしい生活や住みやすい環境を市民は望んでいる。区役所は最も身近な行政事務所であるが、本庁との連携に課題がありスピード感がない。地域の特長を活かす予算権限の移譲、機能分担の最適化・明確化をおこない、市民本位の仕組みを更に具体化されたい。

85) 市民に身近な行政事務所である区役所の権限強化と財源移譲を更に推進し、区の特性が活かせる事業を具体化させ、投資的予算を拡充するなど区独自予算の増額を積極的に推進すること。また、窓口業務のみならず相談業務が区役所で完結できるよう、権限移譲や移管、本庁と区役所間の連携を強化し、スピーディな対応ができる仕組みにすること。

86) インターネット普及により、市ホームページからの情報取得や申請書等のダウンロードが可能なことから、掲載情報や申請書フォーマット変更時には速やかにホームページ上に反映できる仕組みづくりを検討し、更なる利便性を追求すること。また、誰もが分かりやすい、必要な情報を探しやすいホームページの制作に努めること。

87) 地域コミュニティの拡充のため、自治会からのニーズが高いコミュニティ助成金の更なる増額と使用できる品目の追加及び利用停止期限の短縮をすること。また、自治会集会所整備については、市有地をはじめとする公有地を自治会集会所建設用地として提供できるように支援するなど、自治会集会所の整備に向けて積極的な支援と予算の拡充をすること。また、公共施設マネジメント計画の見直しをし、公共施設の再配置により市民が平等にサービスを受けられる環境作りを推進すること。

88) 地域コミュニティの活性化は防災（自助・共助）の観点からも益々重要となっていることから、従来からの歴史的・伝統的なお祭りや旧市単位で開催されている大規模なお祭りの継承、自治会が主催するお祭りや伝統文化のお囃子などに対する助成金を増額し、更には区民まつりや区単独の地域イベントなどの予算について、増額するなど地域活性化のための支援や補助制度を拡充すること。また、利用しやすい助成制度に改訂していくこと。

89) 自治会員の加入率低下に歯止めをかけるため、自治会への各種要請・申請手續については、自治会役員の負担軽減のため、事務作業の負担の少ない仕組みに改善していくことや、要請・申請手續きの集約化など事務作業の軽減など改善の余地が多い事務を見直すこと。また、民生委員等の推薦などについて自治会から行っていることも課題であり、今までの方策の再考も含め検討すること。

90) マンション管理の適正化を図るため、積極的関与、施策展開を検討すること。

91) 昨今の全国的な人口減少に伴い、本市においても空き家対策を専門的な見地から解決に導くため、諸団体との連携を強化していくこと。実効性・実用性のある解決策として、先ず、水道局において生活の拠点となりうる住居すべてに対して個宅メーターを必ず設置し、個人の生活実態を正確且つ適切に把握をして、諸団体との連携をするなどの方策を検討すること。

92) 許可認可業務について、違反行為を防止するために掲示板や窓口等への掲示徹底を検討すること。

93) 家庭から排出される古紙や古繊維などのいわゆる有価物の収集については市民生活に欠かせない業務であることから、収集運搬業務の委託形態を変更する際には慎重に検討すること。また、社会情勢を鑑み、予算の増額等、適正な措置を講じること。

94) ゼロカーボンシティ実現に向け、二酸化炭素排出量が少ないLPガスや太陽光、省エネ家電等について広く周知を行うとともに各種設備導入補助について引き続き検討すること。

95) 日本語を母語としない市民へ、やさしい日本語及び実情に沿った多言語による市政情報提供を行うこと。

96) 人と動物が幸せに暮らせる社会の実現のため、動物虐待防止、殺処分ゼロを目指し、動物愛護政策を推進すること。特に市民ニーズの見込まれる、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の一部助成や集合狂犬病予防注射等については今後も広く周知するとともに、効果的に事業を推進すること。

7. まちづくり・市民協働

地域の生活に密着したまちづくりのためには、市民と双方向の協議をおこない、市民協働によるまちづくりを進めることが重要になってくる。特に鉄道やバス、自転車などの交通政策や安全な道路に関連する整備は市民生活に不可欠な都市機能であり、経済活動・市民生活に直接関わる重要な課題であることを再認識して頂きたい。

97) スマイルロードや狭あい道路の整備に関し、南北各建設事務所からの発注量を市民ニーズに合わせた均等な割合に是正していくこと。更に、工事受注の機会は市内企業均等にしよう努めること。

98) 踏切の解消に全力で取り組むとともに当面の施策として狭隘な踏切や待ち時間の長い踏切など課題の多い危険な箇所についてはスムーズな車両の通行と高齢者や子どもが安全に渡れるよう、東日本旅客鉄道(株)並びに東武鉄道(株)と改善促進について至急交渉を行うこと。更に、高齢者にやさしい道路案内標識の新設、通学路や交通量の多い水路の暗渠化による安全な道路整備、景観を損なう防護柵の美装及び改修の推進、また、災害時に対応できる電線類の地中化推進など、市民の安全で快適な移動空間を確保する事業を計画的に実施するとともに、進捗状況について公開すること。

99) 交通弱者地域の解消や高齢者の移動支援に対処するため、利用料を軽減した外出ができるような仕組みづくりや駅と家庭とを繋ぐ新たな交通手段の創出をすること。また、高齢者の免許返納のための取組を構築していくと同時に、コミュニティバスと乗合タクシーの乗換提携、運行路線の見直し、乗車率アップのPR、位置情報の提供等を実施し、更なる乗車率アップを促進すること。コミュニティバスと乗合タクシーの目的や地域事情の違いに配慮すべきことから、社会情勢や都市構造の変化に応じて、近隣自治体との連携についても推進し、ガイドラインの見直しを実施すること。また、収益構造の見直しについては、高齢者割引など区役所権限で地域特有の性質を助成額として加味することや、広告・協賛金収入などの新たな収入源を確保できる委託業者の独自性を確保するなど、柔軟な運営施策を検討すること。

8. 災害に強いまちづくり・減災・防災

災害に強いまちとは、まちの施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人々が助け合える（共助できる）様な関係が構築されていることが不可欠である。地域の被害を軽減する災害に強いまちづくりには、地域内でのネットワークの強化が重要である。地域には自治会、学校組織、職能団体組織、企業などさまざまな組織があり、これらの多種多様な主体が一丸となり、災害に強いまちづくりを構想し、役割分担して有事に備えることが必要となっている。

一方、自然災害は避けることが難しく、被害をなくすことは極めて困難であるが、予防を含め減災をすることは可能であるため、国の国土強靱化計画をもとに減災に力を入れた施策を具体化されたい。特に最近頻繁に起こるゲリラ豪雨や竜巻などの風水害についても、減災の観点から対策を講ずるエリアについては早急に予算化し対処する必要がある。

なお防災施策については、自助・共助・公助の考え方を市民に徹底し、地域の実態に即した防災体制の構築を具体化されたい。

100) 災害救助法の改正を受け、救助実施市の申請にあたり、救助費用の財源確保のための災害救助基金の積み立てを円滑に進めること。また、防災体制について国や県との連携を更に推進していくこと。

101) 市民の生命・身体・財産を守るため地域防災情報等の伝達の新たな手段として地域FM放送局との密接な連携体制を図ること。併せて、避難場所ごとにアマチュア無線家の配置やSNS等の積極的な利活用を推進していき、アナログとデジタルを共有しながら防災対策に取り組むこと。

102) 大規模災害等に備え、都市インフラの供給源に偏らず、プロパンガス等を用いたエネルギー供給を平時より活用し、災害等に備えること。

103) 豪雨災害が頻発しているなか、治水施設の整備と雨水流出抑制施設の設備が重要であるが、浸水対策が必要な準用河川、普通河川については、予防的減災対策を考慮した対策を早急を実施すること。宅地化の進展により、下水道の普及が遅れている地域においては整備強化を図るとともに、内水対策として道路冠水・床上浸水などがゲリラ豪雨時に頻繁に発生するエリアにおいては、U字溝設置や雨水樹の設置、浸水性舗装など雨水流出抑制対策メニューを駆使して、暫定的にでも整備する必要性が高まっていることから、地域の実状に合わせた整備を早急に具体的に検討すること。

104) 災害時における安定的な電力確保のため、公共施設はもちろん、保育園や幼稚園、こども園、病院、高齢者施設、障害者施設、市営住宅等に発電機を設置、法定点検等を遵守し、災害等に備えること。

105) 災害から生命・財産を守り混乱や被害を最小限に抑えるために、市民の自助・共助・公助の意識を醸成させるとともに、地域防災体制を強化するための自主防災組織率の

向上を図り、自治会、消防団、自警消防団等の連携強化を図る支援をおこなうこと。そのために平時からの協力体制や役割分担を明確にして、防災訓練を実施するなど地域防災体制を確立していくこと。また、有事の際における緊急消防援助隊の活動拠点となる大規模訓練施設の設置を早急かつ具体的に検討すること。

106) 災害時、特に風水害の際、地域によっては避難場所に行く際に移動距離等の課題があるなか、避難場所の設定、避難場所までの移動ルートの設定、避難場所での避難者集中化問題、病院などの公共的施設での一時避難対策、要支援者の移動支援の構築なども含めて、ガイドラインに沿った策定支援をおこなうこと。また、荒川流域の南区、桜区、西区においてはより一層の防災体制を構築すること。

107) 災害発生時の区災害対策本部は、速やかに本部長の判断のもと目の前の事態に迅速かつ的確に対応できる体制の確立や、地域の情報収集の人員確保ができる体制づくりをすること。また、市職員等が地域に住み暮らすための施策を講じること。さらに、自治会や自主防災組織から市有地・市有施設など

(公園・学校・高架下など)の公有地(県・国を含む)に防災倉庫の設置要望や防災井戸、防火水槽などの防災水利の設置要望があった際には、避難場所に行く前の一時避難用に効果があることから、速やかに設置できるよう部局横断的に支援していくこと。

108) さいたま市防災アプリや防災ガイドブック、避難所運営マニュアル、さらに発災時の災害関連情報の伝達にあたっては、市民の幅広いニーズや様々な事情を考慮し、実情にあった情報提供手段について検討し、然るべき整備を進めること。

109) 災害時、妊産婦及び乳幼児の安全確保のため、避難所での支援、母子救護所の設置、自宅避難者への訪問等、助産師等の有識者と連携及び環境整備に努めること。

110) 災害等の緊急時において、来訪外国人や日本語を母語としない市民への情報伝達が円滑に行われるよう十分な対策を検討すること。

111) 避難所へのペット同行避難を希望する市民の安全が確保されるよう現状について見直し、検討を行うこと。

112) 過去2年連続で中止となっているさいたま市総合防災訓練・防災フェアに係る経費や実施要項等について必要な見直しを行い今後の実施に関する検討及び効果的な予算措置を講じること。

以上の8分野・112項目について、令和7年度予算編成に対する要望及び政策提言・提案をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

令和7年度予算編成に対する要望と

政策提案・提言について

[発行日] 令和6年10月16日